

令和元年台風第19号における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金に関する個人型年金規約第87条の2第2項、第87条の3第2項及び第87条の4第2項に規定する国民年金基金連合会が定める日を指定する件

令和2年7月2日

国民年金基金連合会

個人型年金規約第87条の2第2項、第87条の3第2項及び第87条の4第2項の規定に基づき、令和元年台風第19号における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の納付の特例（令和元年11月22日公告）第2号において別途公告で定めることとされている日は、令和2年8月31日とする。